

「水防災意識社会再構築ビジョン」 に基づく埼玉県の減災に係る取組方針 (案)

平成30年5月22日

埼玉県管理河川の氾濫に関する減災対策協議会

さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、三芳町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町、宮代町、杉戸町、松伏町、国土交通省関東地方整備局（利根川上流河川事務所・江戸川河川事務所・渡良瀬川河川事務所・高崎河川国道事務所・荒川上流河川事務所・荒川下流河川事務所・二瀬ダム管理所）、気象庁熊谷地方气象台、独立行政法人水資源機構（利根導水総合事業所・下久保ダム管理所・荒川ダム総合管理所）、埼玉県

1. はじめに

2. 本協議会の構成員

3. 埼玉県の概要と主な課題

4. 現状の取組状況

5. 減災のための目標

6. 概ね5年で実施する取組

7. フォローアップ

協議会設立の背景

平成27年9月 関東・東北豪雨
鬼怒川の堤防決壊
…氾濫流による家屋の倒壊・流出
多数の孤立者の発生

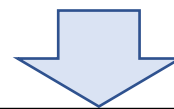
社会資本整備審議会・答申（平成27年12月）
「大規模氾濫に対する減災のための治水
対策のあり方について～社会意識の変革に
よる「水防災意識社会」の再構築に向けて～」

平成28年8月 北海道・東北地方の台風
一級河川の支川、二級河川で堤防決壊
…甚大な被害発生、
要配慮者利用施設の入所者の逃げ遅れ
被害発生

社会資本整備審議会・答申（平成29年1月）
「中小河川等における水防災意識社会の
再構築のあり方について」



平成29年6月設立 「埼玉県減災対策協議会（利根川圏域）」
「埼玉県減災対策協議会（荒川圏域）」
・水防災意識社会の再構築を目的として、減災のための目標を共有し、
ハード対策とソフト対策を一体的・計画的に推進する



平成29年6月 水防法の一部を改正する法律の施行

平成30年5月 「埼玉県管理河川の氾濫に関する減災対策協議会」へ一本化

2. 本協議会の構成員

協議会の構成員

構成機関	構成員
市町村	市町村長(63)
国土交通省 関東地方整備局	河川事務所長等(7)
気象庁	熊谷気象台長
独立行政法人 水資源機構	総合事業所長等(3)
埼玉県	県土整備部長 消防防災課長 県土整備事務所長等(13)

3. 埼玉県の概要と主な課題

埼玉県過去の主要な災害

昭和22年9月のカスリーン台風による被害

- 利根川では埼玉県東村（現加須市新川通）で9月16日未明に堤防が決壊した。この決壊による氾濫流は埼玉県下にとどまらず、東京都葛飾区、江戸川区にまで達した。また、渡良瀬川や渡良瀬遊水地周辺の堤防12箇所においても堤防が決壊し、川辺村（現加須市北川辺）では最高水位5.5mに達し、湛水期間は1ヶ月にも及んだ。
- 荒川においても、9月15日午後埼玉県田間宮村（現鴻巣市大間）において65mにわたり堤防が決壊し、続いて熊谷市久下地先において100mにわたり堤防が決壊した。
- 利根川、荒川以外の河川でも、現在埼玉県が管理している市野川や唐沢川において堤防決壊や越水による甚大な被害が生じた。
- 埼玉県下におけるカスリーン台風による被害は家屋の浸水78,944棟、家屋の倒壊・半壊3,234棟、死者は86人にのぼった。



カスリーン台風の浸水範囲



浸水範囲の空中写真



カスリーン台風以降の主な浸水被害

- カスリーン台風による被害以降も、数年に1回は台風等による浸水被害が発生している。
- 特に近年では、平成27年9月の関東・東北豪雨において、気象庁の越谷観測所で、昭和51年の統計開始以来、観測史上1位の降水量を更新する記録的な大雨（301.5mm/48h）となり、新方川などが溢水するなどして、越谷市や春日部市を中心に約5千棟の浸水被害が発生した。
- また、平成28年8月の台風9号においては、県南西部を中心に100mm/hrを超える猛烈な雨が降り、不老川や東川で溢水するなどして、所沢市や入間市を中心に約2千棟の浸水被害が発生した。
- 平成29年10月の台風21号は、23日に超大型の強い勢力を保ったまま静岡県に上陸した。この台風の接近・通過により、川越県土雨量観測所（川越市）では計画降雨の約1.1倍である「48時間雨量281mm」を観測し、県内全域で約千棟の浸水被害が発生した。

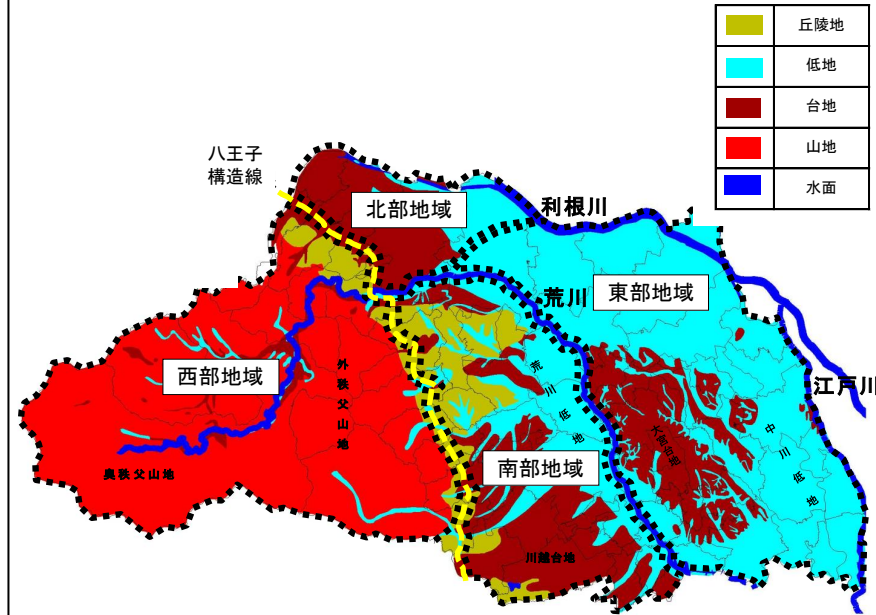


埼玉県におけるカスリーン台風以降の主な浸水被害

埼玉県概要と主な課題

- 西部地域の河川は山地部に位置するため、河川の勾配が急であり洪水時は沿川で氾濫するとともに、河岸流出等の災害が発生しやすいことから、避難の遅れや、避難経路の途絶が発生する恐れがある。
- 北部地域の河川は、利根川との合流部付近では本川水位の影響を受けやすく、本川水位が高い状況が継続すると支川の河道水位も高い状況が長期化する恐れがある。また、河川の下流部は低平なため、大規模氾濫時には浸水が長期に及ぶ恐れがある。
- 南部地域の河川は、丘陵部及び台地部を流下するため河川の勾配が急であり、急激な水位上昇が発生する恐れがある。また、河岸流出等の災害が発生しやすいことから、避難の遅れや、家屋の流出、避難経路の途絶が発生する恐れがある。
- 東部地域は、低平な地域が台地と利根川、荒川、江戸川等の河川堤防に囲まれ、お椀の底のような地形となるため、水が溜まりやすく、はけにくい地域となっている。そのため、大規模氾濫時には、多数の孤立者や交通の断絶などが発生する恐れがある。

- 局所的な豪雨が頻発するなか、水位上昇が早い河川の場合、避難勧告等の発令を限られた時間・情報の中で判断する必要がある。
- 大規模氾濫が発生した場合には、自治体の境界を越えた避難場所、避難経路等の設定が必要になる可能性がある。
- 県管理河川の延長が長く、広範囲に亘る水防活動が必要な一方で、水防団員数の減少・高齢化によりの確な水防活動の実施が困難になっている。



埼玉県の地形と地形区分

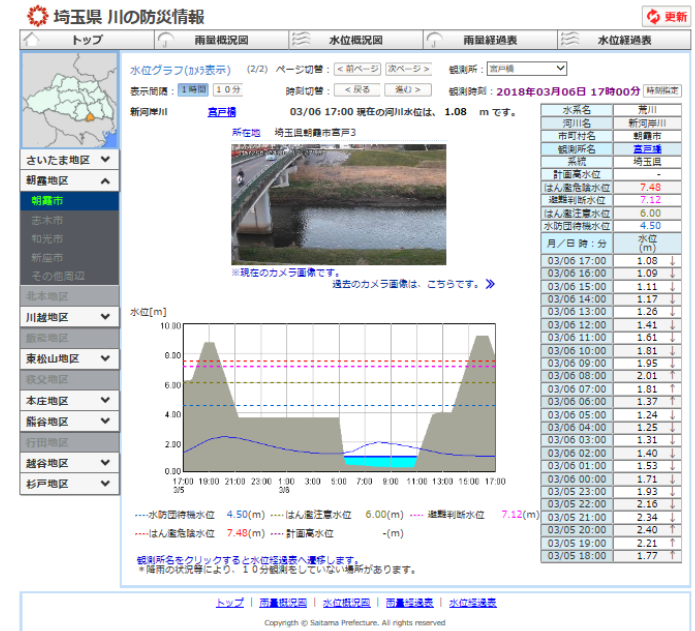
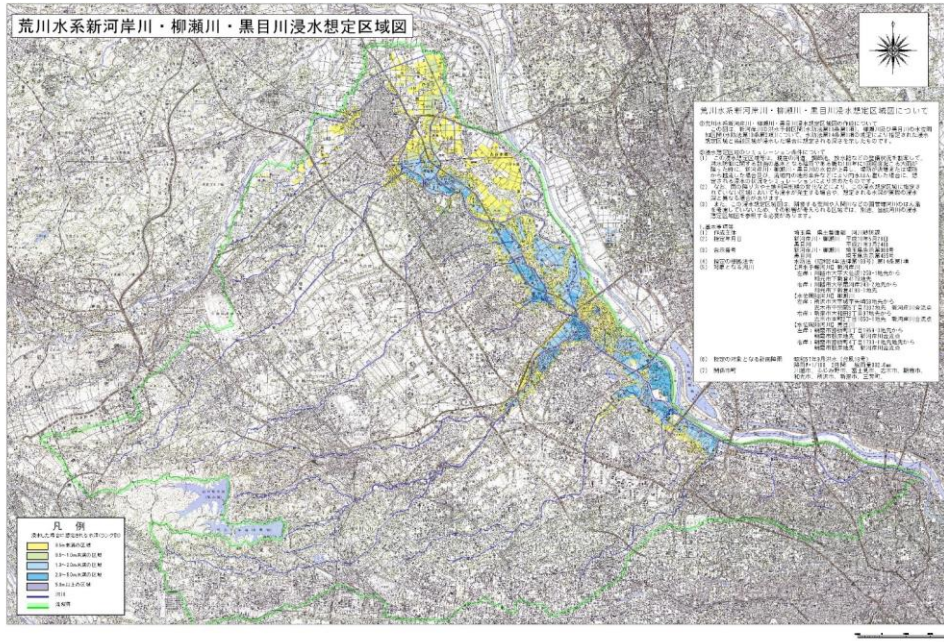
4. 現状の取組状況

現状の取組状況 ①情報伝達、避難計画等に関する事項

『想定される浸水リスクの周知』、『洪水時における河川水位等の情報提供』、『避難勧告等の発令』、『避難所等、避難経路』、『住民等への情報伝達方法』、『避難誘導體制』

現状

- 埼玉県管理の洪水予報河川4河川・水位周知河川14河川について、計画規模降雨による洪水浸水想定区域を公表している。
- 河川水位に応じて、住民避難等に資する洪水予報・水位周知情報を自治体向けに通知している。
- 住民等への情報伝達のために、県ホームページなどで雨量や河川水位、カメラ映像を提供している。



河川水位の周知例

課題

- 想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域、水害ハザードマップの作成・公表が必要である。
- 堤防の決壊、越水・溢水などの重大被害が発生する恐れがある場合に、河川管理者から関係自治体に対して直接、情報伝達(ホットライン)を行うための仕組みの構築が必要である。
- 降雨時には防災行政無線や広報車等の音の聞き取りが困難となることが懸念される。

現状の取組状況 ②水防に関する事項

『河川水位等に係る情報提供』、『河川の巡視区間及び水防活動の実施体制』、『水防資機材の整備状況』、『自治体庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応』

現状

- 大雨時には、重要水防箇所を中心に巡視している。また、出水期前に、県、市町村、水防団等と合同で重要水防箇所の点検を行っている。
- 土のう袋やロープ、ブルーシート等を庁舎、水防倉庫、消防署などに用意している。水防資機材について、毎年点検を行っている。



河川巡視の一例



水防倉庫
(東松山市上唐子)



備蓄資機材

課題

- 出水対応を経験した水防団員が少なくなっているため、技術や知識の継承、水防活動に関する専門的な知見等を習得する機会が少なく、的確な水防活動ができないことが懸念される。
- 資機材の補充等が的確に行えない場合がある。また、自治体単位では水防資機材の備蓄等が不十分であり、非常時における相互支援の仕組みを構築しておく必要がある。

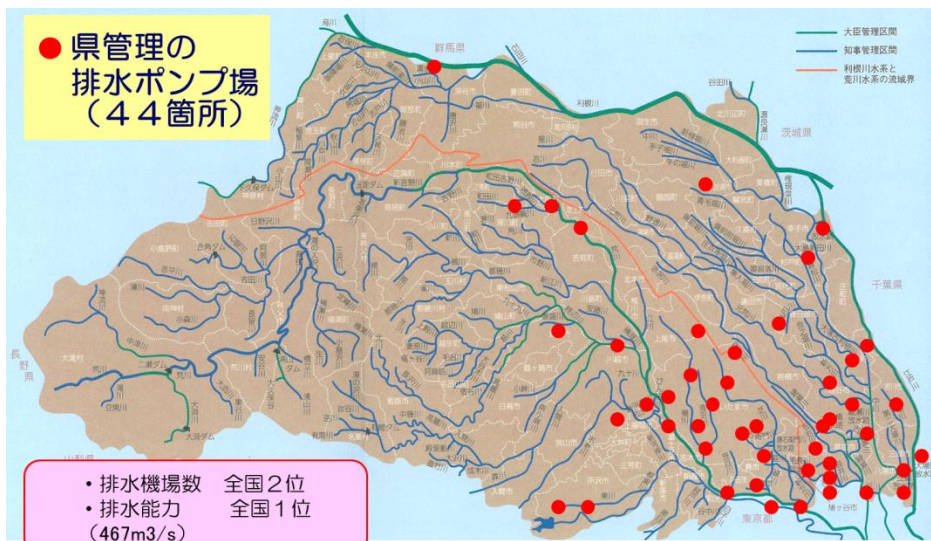
現状の取組状況 ③ 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する事項

『排水施設等の運用や浸水被害軽減対策』

現状

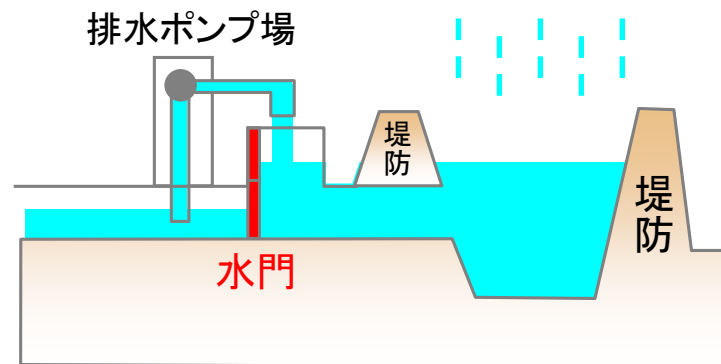
- 出水時の樋管等の操作は、操作規則に基づき実施している。

埼玉県における排水ポンプ場



※H29.3現在 埼玉県における排水ポンプ場

排水ポンプ場の仕組み



排水ポンプ場の仕組み

課題

- 長期間の浸水及び浸水深が大きい状況を踏まえた、氾濫水への早期対策が必要である。
- 既存の盛土構造物等を活用し、浸水被害の軽減を図ることが必要である。

現状の取組状況 ④河川管理施設の整備に関する事項

『堤防等河川管理施設の現状の整備状況』

現状

- 河川整備計画に基づき整備を進めている。
- 浸透による漏水の危険性が高い箇所で、対策を実施している。
- 水防活動を円滑に行うための河川防災ステーションを4箇所で開催済みである。

河川整備率の状況(河川整備ブロック別) <平成29年度末>



課題

- 堤防の断面不足や未整備の箇所等が存在する。
- 施設能力を上回る洪水が発生した場合においても、人命・資産・社会経済の被害をできる限り軽減する堤防構造の工夫が必要。
- 排水機場の大規模水害への耐水化が十分ではなく、排水施設が機能しなくなる恐れがある。

5. 減災のための目標

減災のための目標

■ 5年間で達成すべき目標

県管理河川の氾濫による大規模水害に対し、
「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指す。

※大規模水害 想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水氾濫による被害

※逃げ遅れゼロ 避難行動が遅れ、人命に関わるような逃げ遅れをなくす

※社会経済被害の最小化 . . . 大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に経済活動を再開できる状態

■ 目標達成に向けた3本柱

上記目標の達成に向け、洪水を河川内で安全に流す対策などのハード対策に加え、以下の項目を3本柱とした取組を実施する。

- ①円滑かつ迅速な避難のための取組
- ②的確な水防活動のための取組
- ③氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

6. 概ね5年で実施する取組

概ね5年で実施する取組

1) ソフト対策の主な取組

①円滑かつ迅速な避難のための取組

■洪水時における河川管理者からの情報提供

- ・ 県管理の洪水予報河川、水位周知河川を対象としたホットラインの構築

■避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認

(水害対応タイムライン)

- ・ 水害対応タイムラインの作成
- ・ 水害対応タイムラインを活用して洪水対応訓練を実施
- ・ 避難勧告の発令基準やタイムラインの見直しを実施

■水害危険性の周知促進

- ・ 水位周知河川の拡大
- ・ 簡易な方法も活用した浸水想定及び河川水位等の情報提供

■情報伝達方法の改善等

- ・ 洪水情報のアラートを活用した提供、プッシュ型配信の実施
- ・ 気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善
- ・ 住民等への情報伝達方法の改善

■近接市町村における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等

- ・ 現状の避難場所・避難経路・避難誘導體制の再確認と改善
- ・ 当該市町村内の避難場所だけでは避難者を収容しきれない場合には、近接市町村における避難場所の設定や連絡体制等について検討
- ・ 必要となる避難場所、避難路等の整備にあたり、河川工事等の発生土砂を有効活用するなど、連携による効率的な整備を実施

■要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施

- ・ 国等が他県のモデル施設で作成する避難確保計画に関する知見について共有
- ・ 対象となる全ての要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施を目指す

■想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図の作成と周知

- ・ 想定最大規模降雨による浸水想定区域図の作成・公表
- ・ 地点別浸水シミュレーション検索システムへの登録

■水害ハザードマップの改良、周知、活用

- ・ 水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例の共有
- ・ 想定最大規模降雨による浸水想定区域図が作成された場合には、速やかに水害ハザードマップを作成・公表
- ・ 水害ハザードマップの国土交通省ハザードマップポータルサイトへの登録
- ・ 水害ハザードマップを活用した訓練の実施

■浸水実績等の周知

- ・ 各機関が既に保有する浸水実績を共有し、市町村において速やかに住民等に周知
- ・ まるごとまちごとハザードマップの整備・拡充

■防災教育の促進

- ・ 国の支援により作成した指導計画を、全ての学校に共有
- ・ 教職員を対象とした講習会の実施
- ・ 出前講座等を活用した講習会の実施

■危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備

- ・ 危機管理型水位計の整備
- ・ 河川監視用カメラの拡充

概ね5年で実施する取組

1) ソフト対策の主な取組

②的確な水防活動のための取組

■水防団（消防団）への河川水位等に係る情報提供

- 水防団（消防団）への河川水位等に係る確実な情報伝達手段の検討

■重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認

- 重要水防箇所の共同点検の実施
- 水防資機材等の配備・確認

■水防に関する広報の充実（水防団確保に係る取組）

- 水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画を促すための広報の充実

■水防訓練の充実

- 多様な関係機関や住民等の参加による、実践的な水防訓練を実施

■水防団間での連携、協力に関する検討

- 大規模氾濫に対して広域的、効率的な水防活動が実施できるよう関係者の協力内容等について検討、調整

■市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報提供の充実

- 浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討

■市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実

- 浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有し、耐水化や非常用電源等の対策を施設管理者が実施するよう調整

③氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

■排水施設、排水資機材に関する情報の共有

- 水害リスク情報の共有とともに、現況の施設・機材の情報を共有

■浸水被害軽減地区の指定

- 浸水エリアの拡大を抑制する効果があると認められる土地に係る情報（地形データや氾濫シミュレーション結果）を水防管理者に提供
- 複数の市町村に係る浸水被害軽減地区の指定については、水防管理者間で指定の予定や課題等を共有し、連携して指定に取り組む。

概ね5年で実施する取組

2) ハード対策の主な取組

河川管理施設の整備等に関する事項

■洪水氾濫を未然に防ぐ対策

- ・ 堤防等河川管理施設の整備

■危機管理型ハード対策

- ・ 決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫

■排水機場の耐水化の検討

- ・ 排水機場の耐水化の検討

ソフト対策①（1/11）洪水時における河川管理者からの情報提供

・ 県管理の洪水予報河川、水位周知河川を対象としたホットラインの構築(1/2)

目 的

従前の河川情報の提供に加え、河川管理者から河川の状況、水位変化、今後の見通し等を市町村に直接電話で伝える仕組みを構築し、市町村長が行う避難勧告等の発令の判断を支援するための情報提供の充実を図る

対 象

○県管理の洪水予報河川、水位周知河川

運 用

○平成30年6月1日～（予定）

タイミング（伝達時期）の目安

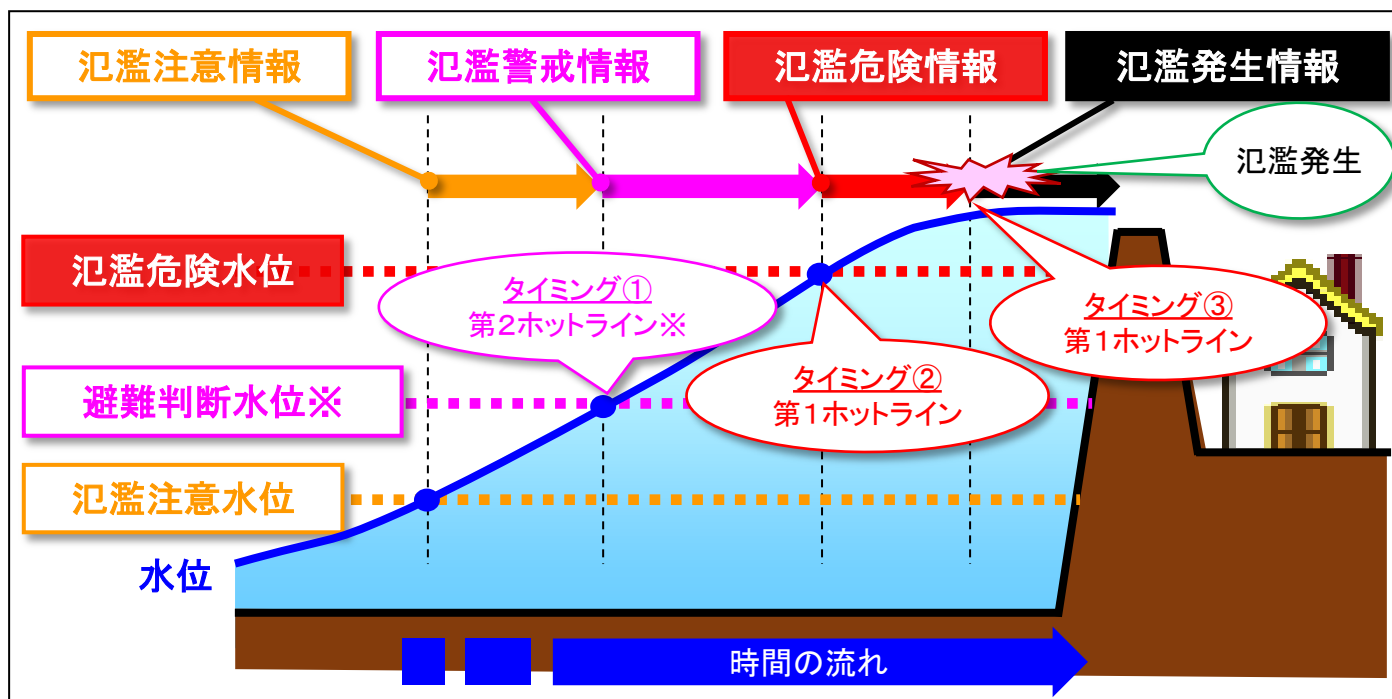
- ①避難判断水位が設定されている河川で、河川水位が避難判断水位に到達し、今後も水位上昇が見込まれる場合
- ②河川水位が氾濫危険水位に到達し、今後も水位上昇が見込まれる場合
- ③堤防の決壊や越水・溢水に関する情報を把握した場合

ソフト対策①（1/11）洪水時における河川管理者からの情報提供

- 県管理の洪水予報河川、水位周知河川を対象としたホットラインの構築（2/2）

ホットライン実施者

- 第1ホットライン
河川管理者（県土整備事務所長） ⇒ 市町村長
- 第2ホットライン
河川管理者（県土整備事務所担当者） ⇒ 市町村担当者



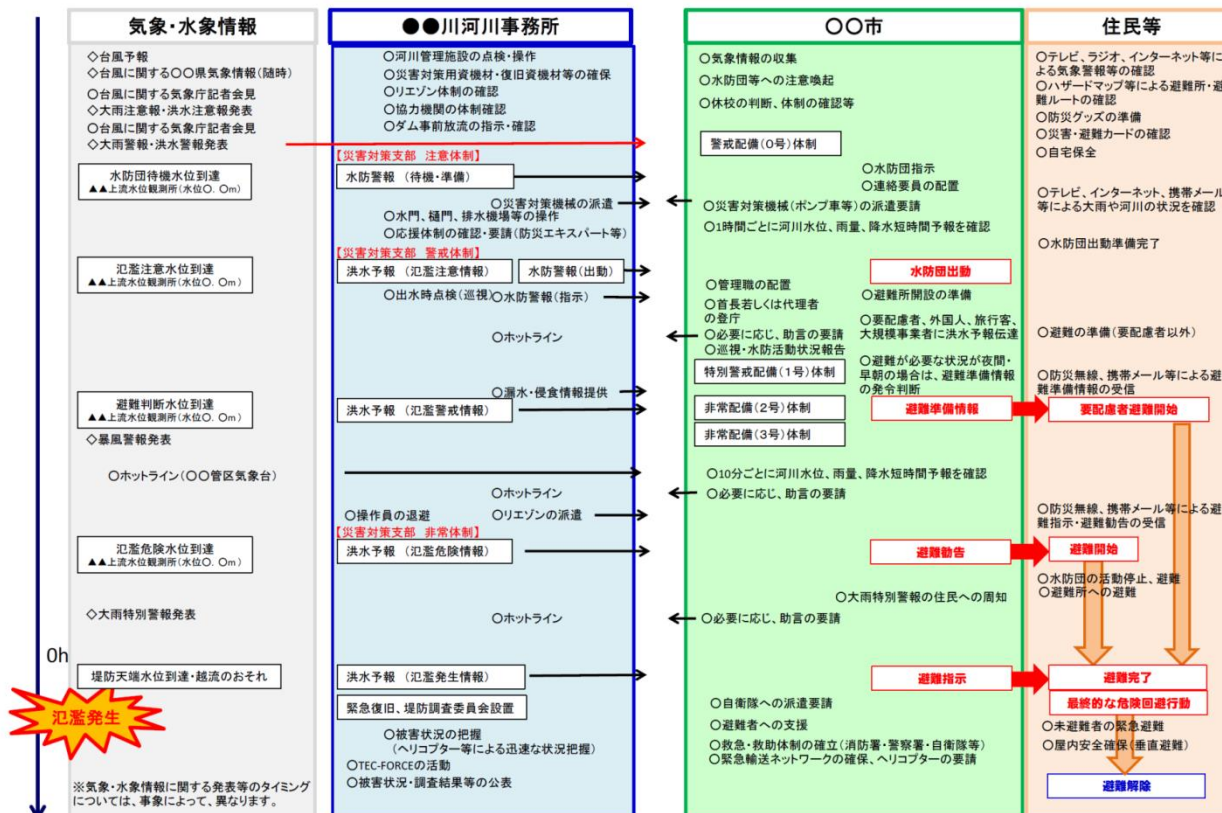
※第2ホットラインは、避難判断水位が設定されている場合に実施

洪水予報河川のホットラインのタイミング（案）

ソフト対策① (2/11) 避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認

- ・ 水害対応タイムラインの作成
- ・ 水害対応タイムラインを活用して洪水対応訓練を実施
- ・ 避難勧告の発令基準やタイムラインの見直しを実施

河川名: ●●川 台風の接近・上陸に伴う洪水を対象とした、直轄河川管理区間沿川の市町村の
 観測所名: ▲▲上流 避難勧告等の発令に着目した**タイムライン**(防災行動計画) (案)

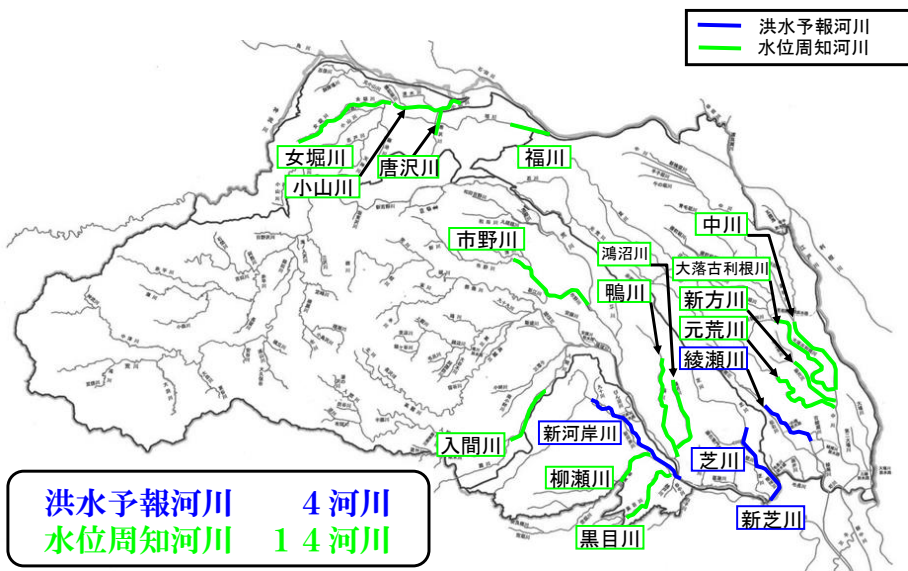


※ タイムライン(防災行動計画)策定・活用指針(初版)【平成28年8月】
 (国土交通省水災害に関する防災・減災対策本部 防災行動計画ワーキング・グループ)より

タイムラインの例

ソフト対策① (3/11) 水害危険性の周知促進

- 水位周知河川の拡大
- 簡易な方法も活用した浸水想定及び河川水位等の情報提供



洪水予報河川 4 河川
水位周知河川 14 河川

埼玉県が管理する洪水予報河川・水位周知河川

【平常時】

浸水想定を提供 (都道府県)

- 想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図
- その他の氾濫シミュレーション図
- 浸水実績に係る情報



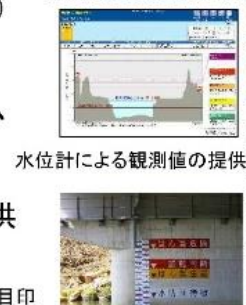
⇒ 地域にどのような水害が発生する可能性があるかを理解 (市町村等)



【洪水時】

河川水位等の情報を提供 (都道府県)

- 水位計による観測値を収集し提供
- 水位センサー等で水位を検知し、現地のアラーム設備で発信
- 橋梁等への目印で河川水位の情報を表示
- 雨量情報を活用し、氾濫の危険に係る情報を提供等



⇒ 現に水害が発生する事態になっていることを把握 (市町村等)

簡易な方法も活用した浸水想定及び河川水位等の情報提供

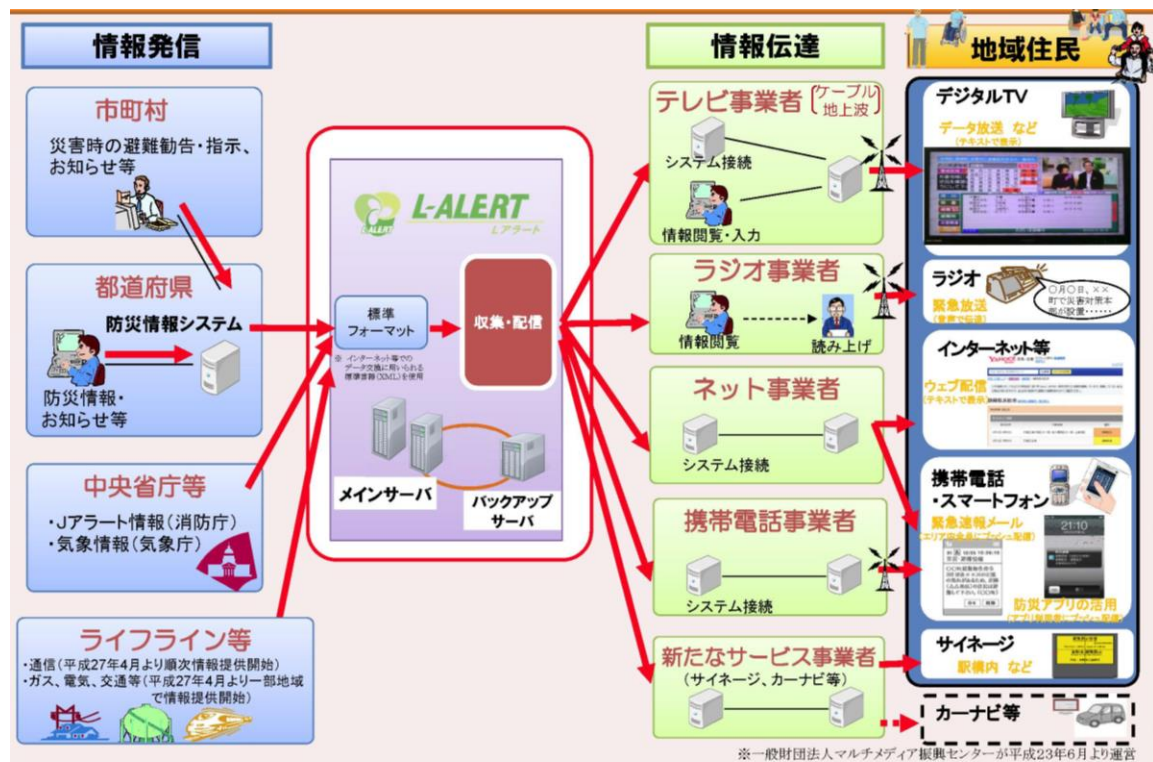
ソフト対策① (4/11) 情報伝達方法の改善等

- 洪水情報のLアラートを活用した提供、プッシュ型配信の実施
- 気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善
- 住民等への情報伝達方法の改善

(1/2)

Lアラートを活用した河川防災情報の提供

- 対象河川 洪水予報河川・水位周知河川(18河川20観測所)
- 配信する情報 氾濫危険情報をテレビやラジオなどの各情報メディアへ提供



※一般財団法人マルチメディア振興センターが平成23年6月より運営
※総合防災情報システム(内閣府)とも接続予定

Lアラートの概要

ソフト対策① (4/11) 情報伝達方法の改善等

- 洪水情報のＬアラートを活用した提供、プッシュ型配信の実施
- 気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善
- 住民等への情報伝達方法の改善

(2/2)

緊急速報メールによる洪水情報の配信(プッシュ型配信)

- 配信対象 配信対象河川: 洪水予報河川(綾瀬川、新河岸川、芝川・新芝川)
配信エリア: 沿川9市
- 配信対象者 配信対象エリア内の携帯電話等(NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク(ワイモバイル含む))のユーザー
- 配信する情報 「氾濫のおそれがある情報」及び「氾濫が発生した情報」

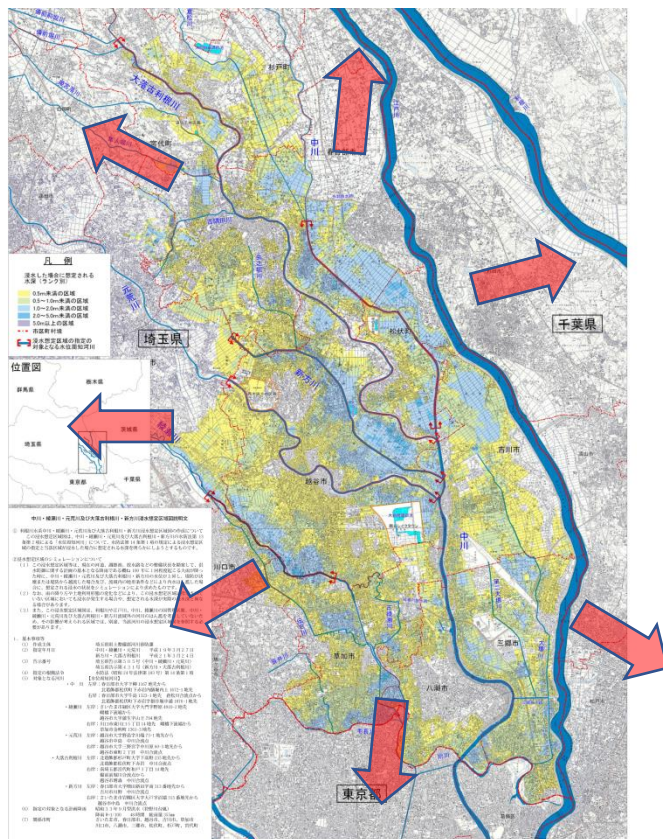


洪水情報のプッシュ型配信イメージ

ソフト対策①（5/11） 近接市町村における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等

- 現状の避難場所・避難経路・避難誘導體制の再確認と改善
- 当該市町村内の避難場所だけでは避難者を収容しきれない場合には、近接市町村における避難場所の設定や連絡体制等について検討
- 必要となる避難場所、避難路等の整備にあたり、河川工事等の発生土砂を有効活用するなど、連携による効率的な整備を実施

浸水想定区域図（中川・綾瀬川・元荒川・大落古利根川・新方川）



市町村を跨いだ避難

ソフト対策① (6/11) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施

- ・ 国等が他県のモデル施設で作成する避難確保計画に関する知見について共有
- ・ 対象となる全ての要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施を目指す

要配慮者利用施設の所有者・管理者の皆さまへ

水防法・土砂災害防止法が改正されました

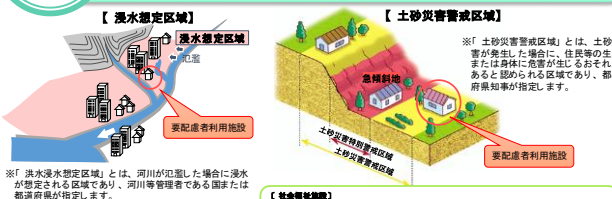
～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

※土砂災害防止法の正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止措置に関する法律」です。

「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため『水防法』及び『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正されました。



浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、**避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務**となりました。 ※市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。



要配慮者利用施設とは…
 社会福祉施設、学校、医療施設
 その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設です。

- 【社会福祉施設】
- ・ 老人福祉施設
 - ・ 有料老人ホーム
 - ・ 認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
 - ・ 障害児通所支援事業の用に供する施設
 - ・ 児童自立支援事業の用に供する施設
 - ・ 児童発達支援事業の用に供する施設
 - ・ 障害者福祉施設
 - ・ 身体障害者社会参加支援施設
 - ・ 児童福祉施設
 - ・ 地域活動支援センター
 - ・ 福祉ホーム
 - ・ 障害者福祉サービス事業の用に供する施設
 - ・ 保護施設
- 【学校】
- ・ 幼稚園
 - ・ 義務教育学校
 - ・ 特別支援学校
 - ・ 小学校
 - ・ 高等学校
 - ・ 高等専門学校
 - ・ 中学校
 - ・ 中等教育学校
 - ・ 専修学校（高等課程を置くもの）等
 - ・ 塾等
- 【医療施設】
- ・ 診療所
 - ・ 診療所等

1 避難確保計画の作成

※「避難確保計画の作成の手引き」を国土交通省水管理・国土保全部のホームページに掲載していますので、計画作成の参考にしてください。

- ・ 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めた計画です。
 - > 防災体制 > 避難誘導 > 施設の整備 > 防災教育及び訓練の実施
 - > 自衛水防組織の業務（※水防法に基づき自衛水防組織を置く場合）
 - > そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置 に関する事項
- ・ 避難確保計画が実効性あるものとするためには、施設管理者等の皆さまが主体的に作成いただくことが重要です。
- ・ 作成した避難確保計画は、職員のほか、利用者やご家族の方々も目頭より確認することができるよう、その概要などを共用スペースの掲示板などに掲載しておくことも有効です。

2 市町村長への報告

- ・ 避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を市町村長へ報告する必要があります。
- > 避難確保計画を作成しない要配慮者利用施設の管理者等に対して、市町村長が必要な指示をする場合があります。
- > 正当な理由がなく、指示に従わないときは、市町村長がその旨を公表する場合があります。

3 避難訓練の実施

- ・ 避難確保計画に基づいて避難訓練を実施します。職員のほか、可能な範囲で利用者の方々にも協力してもらうなど、多くの方々参加することで、より実効性が高まります。
- ・ ハザードマップを活用するなどして、水害や土砂災害に対して安全な場所へ速やかに避難するなど、浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの地域の災害リスクの実情に応じた避難訓練を実施することが重要です。

避難体制のより一層の強化のために、関係者が連携して取り組むことが重要です！

避難体制の確認 | 避難確保計画の作成 | 職員や利用者への学習会

避難訓練の実施

問い合わせ先

市町村地域防災計画（避難場所・避難経路など）・ハザードマップに関すること
 施設の所在する市町村へお問い合わせください。

浸水想定区域・土砂災害警戒区域等の指定に関すること
 国が管理する河川に係る浸水想定区域については国土交通省の河川事務所へ、
 県が管理する河川に係る浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等については埼玉県
 河川砂防課（TEL：048-830-5120（代表））へお問い合わせください。

法改正に関すること

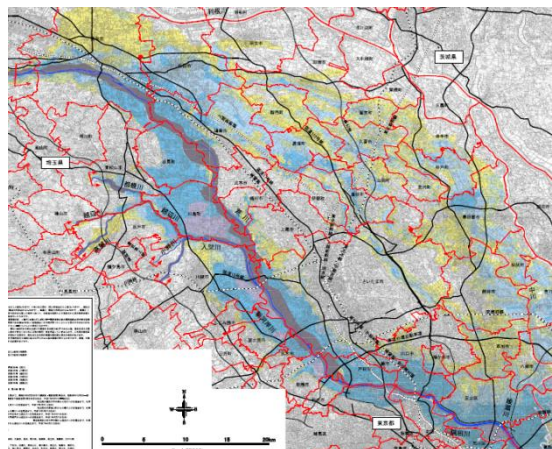
水防法関係	国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室
土砂災害防止法関係	国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課

TEL：03-5253-8111（代表） URL：http://www.mit.go.jp/mizukokudo/index.html

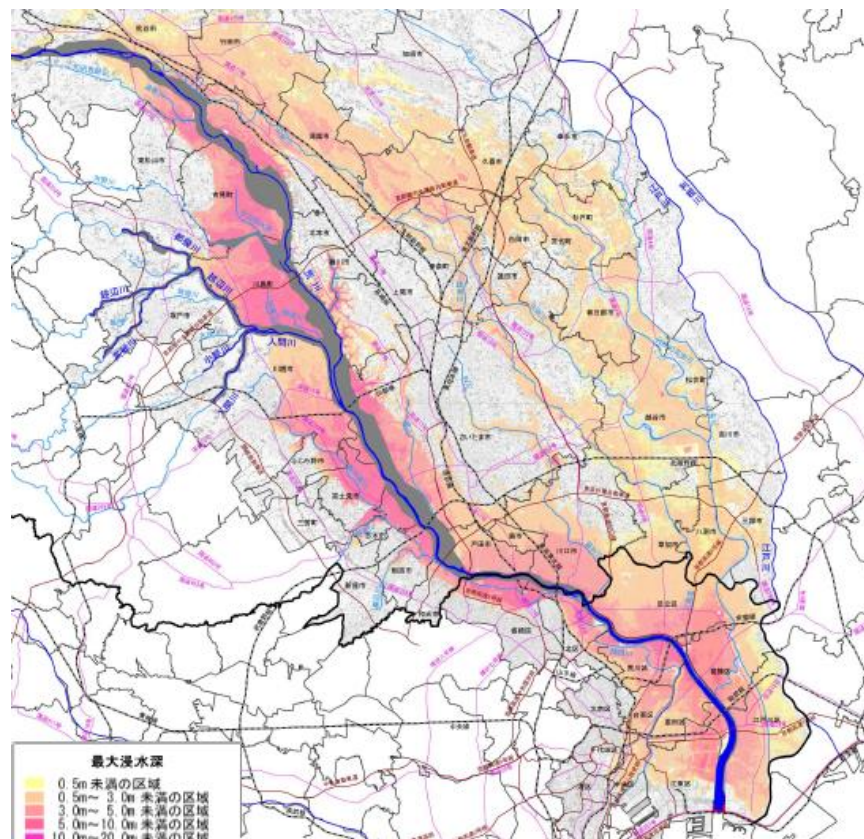
要配慮者利用施設の管理者等向けチラシ

ソフト対策① (7/11) 想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図の作成と周知

- 想定最大規模降雨による浸水想定区域図の作成・公表
- 地点別浸水シミュレーション検索システムへの登録



荒川洪水浸水想定区域図
(見直し前)



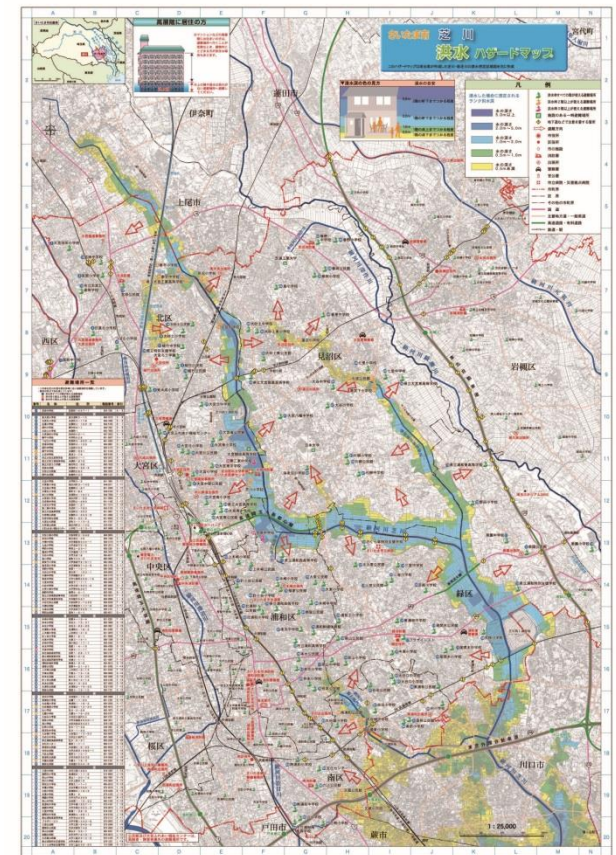
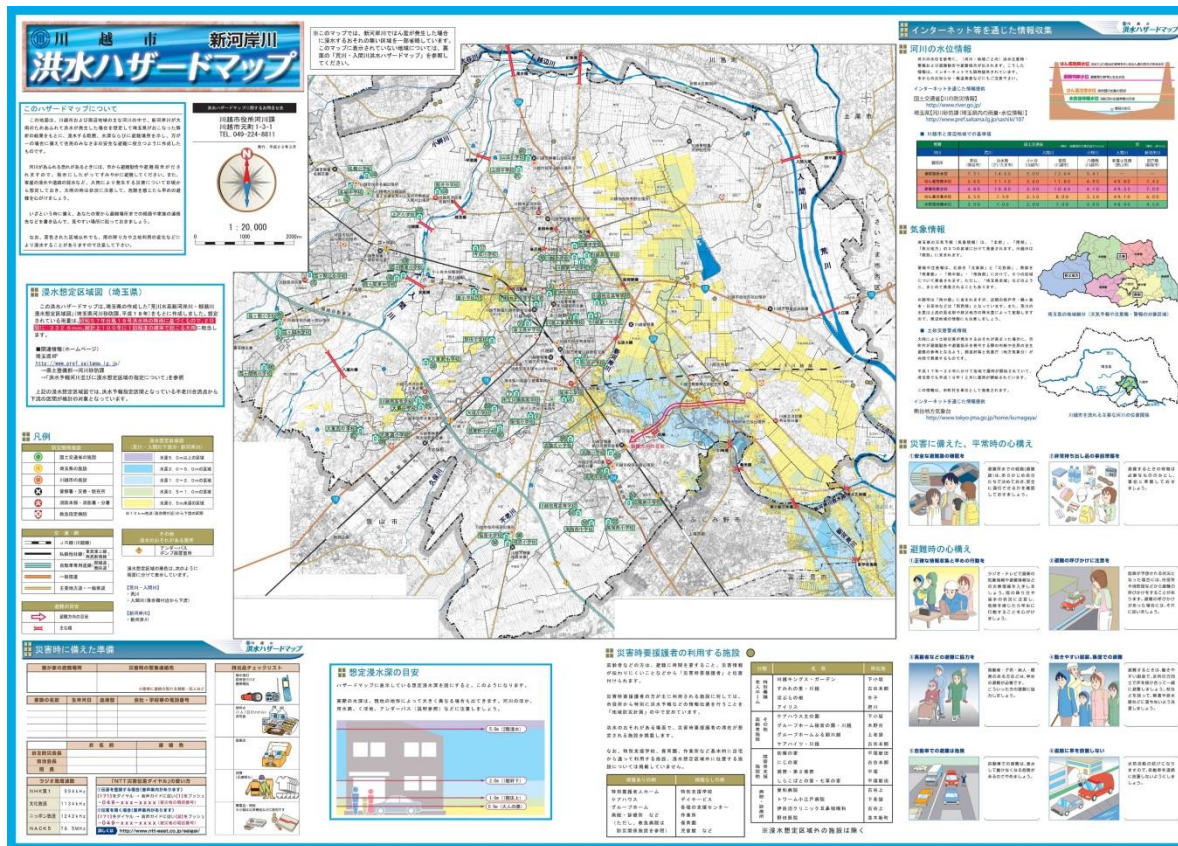
荒川洪水浸水想定区域図 (想定最大規模)



地点別浸水シミュレーション
検索システムの画面例

ソフト対策① (8/11) 水害ハザードマップの改良、周知、活用

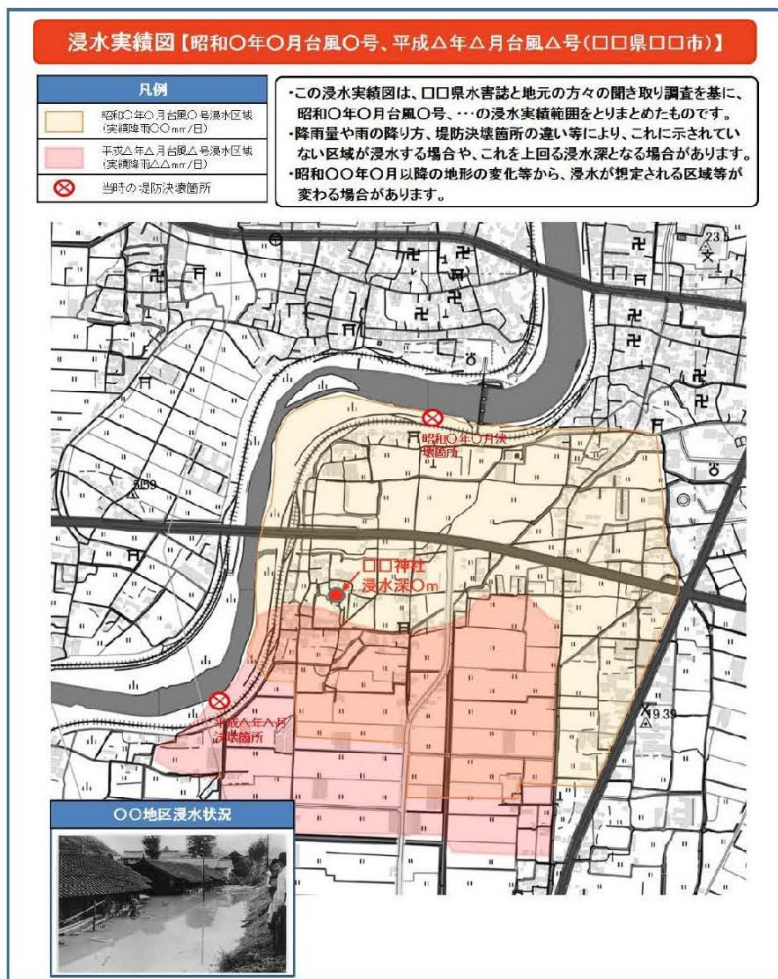
- 水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例の共有
- 想定最大規模降雨による浸水想定区域図が作成された場合には、速やかに水害ハザードマップを作成・公表
- 水害ハザードマップの国土交通省ハザードマップポータルサイトへの登録
- 水害ハザードマップを活用した訓練の実施



洪水ハザードマップの作成例（左：川越市、右：さいたま市）

ソフト対策① (9/11) 浸水実績等の周知

- 各機関が既に保有する浸水実績を共有し、市町村において速やかに住民等に周知
- まるごとまちごとハザードマップの整備・拡充



浸水実績図のイメージ



想定される浸水深を表示



歩行者等の目線の高さに表示

まるごとまちごとハザードマップの例 (川口市)

ソフト対策①（10/11）防災教育の促進

- 国の支援により作成した指導計画を、全ての学校に共有
- 教職員を対象とした講習会の実施
- 出前講座等を活用した講習会の実施



吉川市水防災セミナーの様子



みさと水防災セミナーの様子

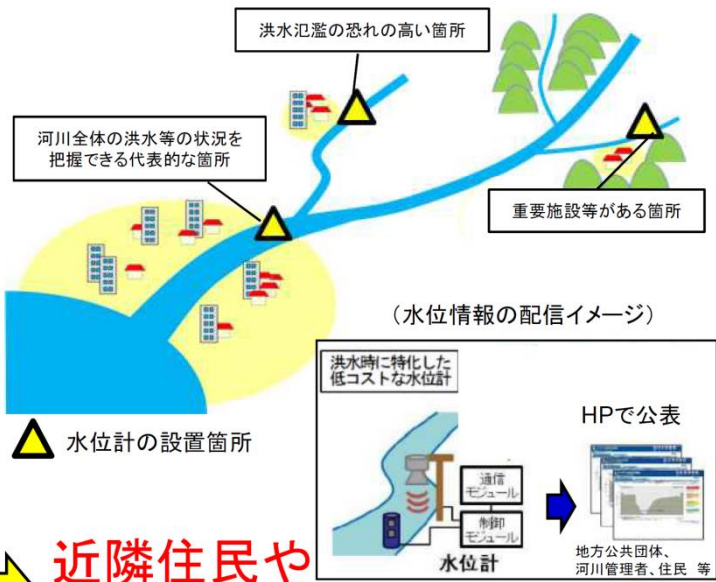
ソフト対策① (11/11) 危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備

(1/2)

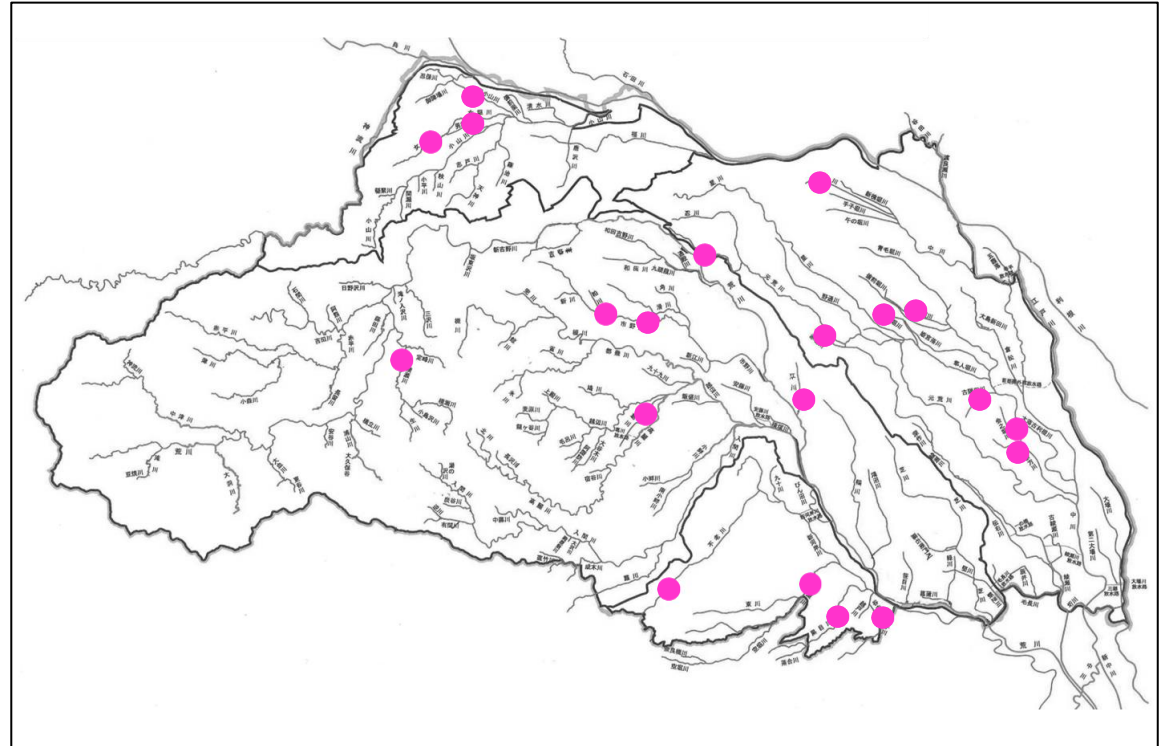
- 危機管理型水位計の整備
- 河川監視用カメラの拡充

○人家や重要な施設（要配慮者利用施設・市役所・役場等）の浸水の危険性が高く、的確な避難判断のための水位観測が必要な箇所において、洪水に特化した低コストの水位計（危機管理型水位計）を設置し、近接住民の避難を支援

活用イメージ



近隣住民や
要配慮者の避難を支援



H30年度危機管理型水位計設置予定箇所

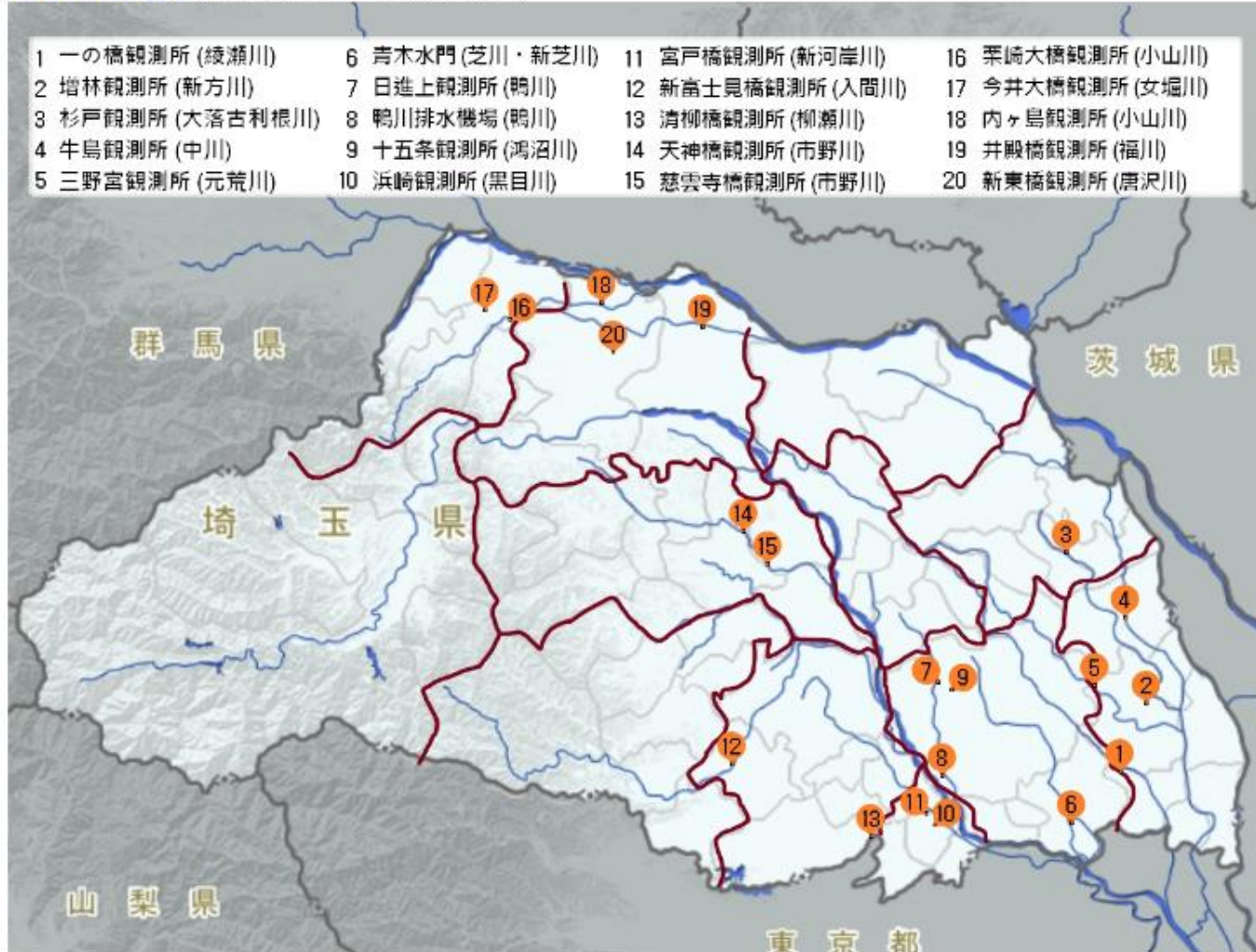
ソフト対策① (11/11) 危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備

(2/2)

- 危機管理型水位計の整備
- 河川監視用カメラの拡充

河川カメラ設置場所 地図上の数字アイコンをクリックしてください

1 一の橋観測所 (綾瀬川)	6 青木水門 (芝川・新芝川)	11 宮戸橋観測所 (新河岸川)	16 栗崎大橋観測所 (小山川)
2 増林観測所 (新方川)	7 日進上観測所 (鴨川)	12 新富士見橋観測所 (入間川)	17 今井大橋観測所 (女堀川)
3 杉戸観測所 (大落古利根川)	8 鴨川排水機場 (鴨川)	13 清柳橋観測所 (柳瀬川)	18 内ヶ島観測所 (小山川)
4 牛島観測所 (中川)	9 十五条観測所 (鴻沼川)	14 天神橋観測所 (市野川)	19 井殿橋観測所 (福川)
5 三野宮観測所 (元荒川)	10 浜崎観測所 (黒目川)	15 慈雲寺橋観測所 (市野川)	20 新東橋観測所 (唐沢川)



埼玉県の河川カメラ設置位置



河川カメラの映像

※H30年5月末、県西部を中心に
17箇所拡充予定

ソフト対策② 的確な水防活動のための取組 (1/2)

- 水防団（消防団）への河川水位等に係る確実な情報伝達手段の検討
- 重要水防箇所 の 共同点検 の 実施
- 水防資機材等の配備・確認
- 水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画を促すための広報の充実
- 多様な関係機関や住民等の参加による、実践的な水防訓練を実施
- 大規模氾濫に対して広域的、効率的な水防活動が実施できるよう関係者の協力内容等について検討、調整



重要水防箇所の共同点検

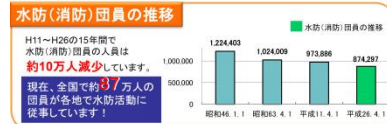


住民による自衛水防訓練

みんなの地域をみんなで守る！

水防団員募集中！

水害を未然に防止し、被害を最小限に食い止める。私たちの生命や財産を守るため。貴重な役割を果たすのが水防（消防）団です。一人ひとりが参加することで本拠は成り立ちます。現在水防（消防）団員は、減少・高齢化が進んでおり、水防活動の充実を図るためにも是非ともあなたの力が不可欠なのです。水防（消防）団員は、非営利の公務員という身分を有しており、市民団体で手当等が支給されます。詳しく知りた方は居住する市町村等にお問い合わせください。



水防協力団体になりませんか？

水防（消防）団と連携し、水防活動や水防に関する業務を行っている団体には水防協力の団体を募集しています。

- 対象：民間法人、NPO、一般社団法人、一般財団法人、自治会、ボランティア団体等
- 業務内容：水防（消防）団が行う水防活動への協力、水防に必要な資材の保管・提供、水防に関する情報収集・提供や調査研究、水防に関する知識の普及啓発等

お問い合わせ先は、公益財団法人 全国防災協議会までお問い合わせください。

地域を守る「水防活動」

私たちの住んでいる日本は、雨量が多く、急勾配の河川が多い等の条件により、洪水が発生しやすい危険性をもっています。各地域では、昔から生命や財産を水害から守るため治水対策が行われてきましたが、多くの費用と長い期間が必要とされるので、まだまだ水害を根絶するにはいたっておりません。そこで、機敏な対応で水害を未然に防ぎ、また被害を少なくする「水防活動」が自分たちの地域を守るうえで重要な役割を担っているのです。

国土交通省水管理・国土保全局 河川環境課 水防企画室



水防訓練の実施



県土整備部職員による水防技術指導

広報イメージ

ソフト対策② 的確な水防活動のための取組 (2/2)

- 浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討
- 浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有し、耐水化や非常用電源等の対策を施設管理者が実施するよう調整



非常用電源を高所に設置（久喜市）

ソフト対策③氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

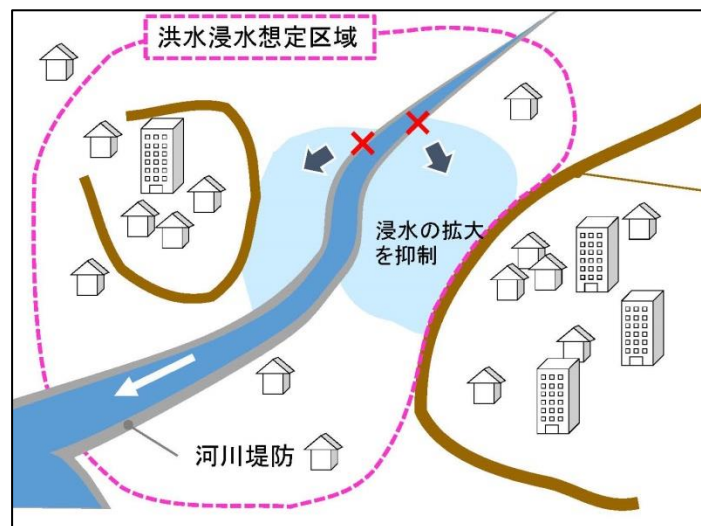
- 水害リスク情報の共有とともに、現況の施設・機材の情報を共有
- 浸水エリアの拡大を抑制する効用があると認められる土地に係る情報（地形データや氾濫シミュレーション結果）を水防管理者に提供
- 複数の市町村に係る浸水被害軽減地区の指定については、水防管理者間で指定の予定や課題等を共有し、連携して指定に取り組む



排水ポンプ車



稼働状況



■ 輪中堤等の盛土構造物

: 歴史的に形成された輪中堤やその跡地といった帯状の盛土構造物

■ 自然堤防

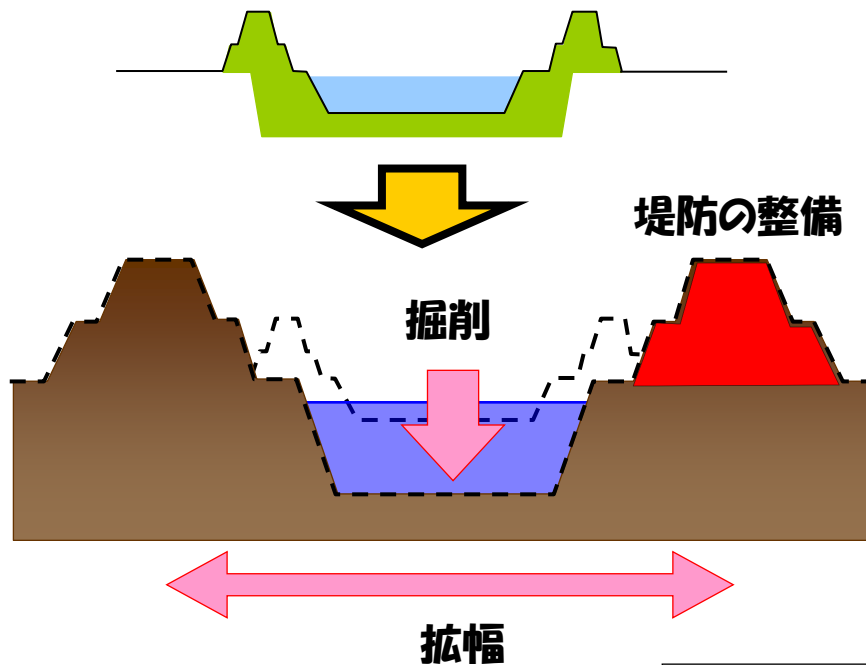
: 河川の氾濫により流路沿いに繰り返し土砂が堆積し、周囲より高くなった帯状の土地



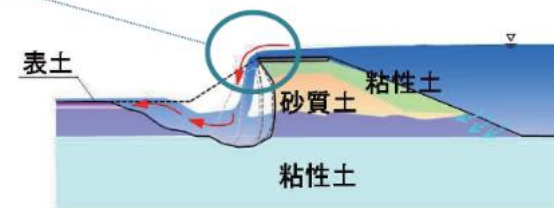
浸水被害軽減地区のイメージ

ハード対策 河川管理施設の整備等に関する取組

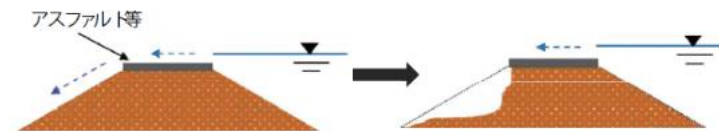
- 堤防等河川管理施設の整備
- 決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫
- 排水機場の耐水化の検討



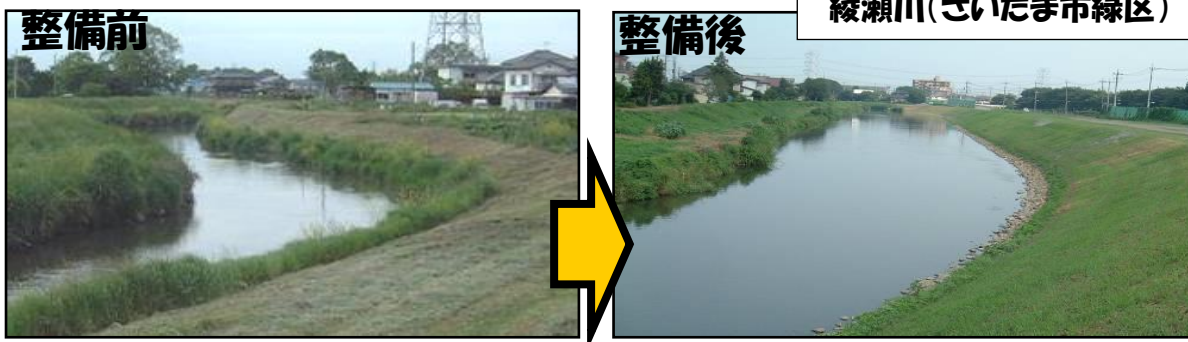
堤防天端をアスファルト等で保護し、堤防への雨水の浸透を抑制するとともに、越水した場合には法肩部の崩壊の進行を遅らせることにより、決壊までの時間を少しでも延ばす



堤防天端をアスファルト等で保護した堤防では、ある程度の時間、アスファルト等が残っている。



危機管理型ハード対策のイメージ



堤防等河川管理施設の整備例

7. フォローアップ

各構成機関の取組については、必要に応じて、地域防災計画、河川整備計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

今後、他機関で作成される取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、随時、その時点までの取組状況を踏まえ、取組方針を見直すこととする。